

上海市政府

中国(上海)自由貿易試験区における外商投資備案管理関連の両通知を公表

トランザクションバンキング部

9月29日に中国(上海)自由貿易試験区が発足し、同日付で上海市政府が「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法(市政府令第7号 以下「試験区管理弁法」)を公布しました。

試験区管理弁法は、外商投資管理について、以下のワンストップ受理体制を明確にしました。

(ワンストップ受理体制)

自由貿易試験区の工商・税務・品質監督等の部門は管理委員会と連携し、外商投資プロジェクト核準* (備案*) 及び企業設立(変更)における“ワンリスト申告、ワンストップ受理”体制を構築する。工商部門は申請者が提出する申請材料をまとめて受領し、申請人へ関連文書をまとめて送達する。

管理委員会は自由貿易試験区内企業の域外投資備案“ワンリスト申告、ワンストップ受理”体制を構築し、申請者が提出する申請材料をまとめて受領し、申請人へ関連文書をまとめて送達する。

*核準:審査認可、*備案:届出

当該新管理制度を10月1日から試験区で実施するために、外商投資に関して、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト備案管理弁法」(滬府発[2013]71号)、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案管理弁法」(滬府発[2013]73号)を同時に公布しました。この両通知は、実務の角度から、新備案制度に係る各種手続を明らかにしました。

両通知でそれぞれ明確化された外商投資プロジェクトと外商投資企業設立備案手続要点のイメージ図は下表の通りです。

外商投資項目プロジェクト手続 (滬府発[2013]71号)	外商投資企業設立備案手続 (滬府発[2013]73号)
備案 (届出) 機関への資料提出	企業名称の事前核準 (審査認可) 取得
↓	↓
備案機関による備案意見発行 (10営業日内)	受理プラットフォームに登録 (オンライン情報記入、報告)
↓	↓
備案意見に基づき、その他の関連手続を行う。	備案機関が1営業日以内に備案する

以下、中国(上海)自由貿易試験区における外商投資備案管理関連の両通知の全文訳をお届けします。

中国語原文	日本語対訳
<p>中国（上海）自由貿易試験区外商投資項目 備案管理辦法 滬府發〔2013〕71号</p> <p>上海市人民政府關於印發《中國（上海）自由貿易試驗區外商投資項目備案管理辦法》的通知</p> <p>各區、縣人民政府，市政府各委、辦、局： 現將《中國（上海）自由貿易試驗區外商投資項目備案管理辦法》印發給你們，請認真按照執行。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2013年9月29日</p>	<p>中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト備案 管理弁法 滬府発〔2013〕71号</p> <p>上海市人民政府《中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト備案管理弁法》公布に関する通知</p> <p>各區、県人民政府、市政府各委、弁、局： 今般《中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト備案管理弁法》を公布する、本弁法に従い執行すること。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2013年9月29日</p>
<p>中国（上海）自由貿易試験区外商投資項目 備案管理辦法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总則</p> <p>第一條 為規范中國（上海）自由貿易試驗區（以下簡稱“自貿試驗區”）外商投資項目管理制度，根據《中國（上海）自由貿易試驗區總體方案》，制定本辦法。</p> <p>第二條 本辦法適用於自貿試驗區內實行備案制管理的外商投資項目。 自貿試驗區項目備案管理範圍包括：自貿試驗區外商投資准入特別管理措施(負面清單)之外的中外合資、中外合作、外商獨資、外商投資合夥、外國投資者并購境內企業、外商投資企業增資等各類外商投資項目（國務院規定對國內投資項目保留核准的除外）。法律、法規另有規定的，從其規定。</p> <p>第三條 屬於國家安全審查範圍的外商投資項目，需按照有關規定進行安全審查。</p>	<p>中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト備案 管理弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一條 《中国(上海)自由貿易試験区総体方案》に基づき、中国(上海)自由貿易試験区(以下略称「自由貿易試験区」)における外商投資プロジェクトに対する管理制度を規范化するため、本弁法を制定する。</p> <p>第二條 本弁法は、自由貿易試験区において備案制管理を実行する外商投資プロジェクトに適用する。 自由貿易試験区におけるプロジェクト備案管理の範囲は以下のものを含む：中外合弁、中外合作、外商獨資、外商投資パートナー、外國投資者による域内企業の買収、外商投資企業の増資等、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外の各種外商投資プロジェクト(國務院が国内投資プロジェクト審査確認の留保を規定するものを除く)。 法律、法規に別段の定めがある場合には、それらの定めに従う。</p> <p>第三條 國家安全審査範囲内の外商投資プロジェクトに関しては、関連規定に従い安全審査を行わなければならない。</p>

第四条 自贸试验区管理委员会为自贸试验区外商投资项目备案机构（以下称“项目备案机构”），负责自贸试验区外商投资项目备案和监督管理。

第二章 项目备案程序

第五条 自贸试验区项目备案管理范围内的外商投资项目申请人（以下称“备案申请人”）填写并上报自贸试验区外商投资项目备案表相关信息，同时向项目备案机构提交下列材料：

- （一）中外投资各方的企业注册证（营业执照）、商务登记证（个人投资者提供个人身份证明）；
- （二）投资各方签署的投资意向书，增资、并购项目的公司董事会决议或相关出资决议；
- （三）房地产权证，或土地中标通知书（或土地成交确认书、或国有建设用地使用权出让合同），或租赁协议；
- （四）根据有关法律法規，应提交的其他相关材料。

备案申请人对所提交申请材料内容的真实性负责。

同步申报项目备案和企业设立（变更）的，按照自贸试验区“一表申报、一口受理”机制办理。

第六条 项目备案机构应在收到申请材料之日起10个工作日内，向备案申请人出具自贸试验区外商投资项目备案意见（以下简称“项目备案意见”）。

对不违反法律、法规，符合国家产业政策规定，属于自贸试验区外商投资项目备案管理范围的外商投资项目，项目备案机构应予以备案。不予备案的，应在项目备案意见中说

第四条 自由貿易試験区管理委員会は自由貿易試験区外商投資プロジェクトの備案機関(以下、「プロジェクト備案機関」となり、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの備案および監督管理に責任を負う。

第二章 プロジェクト備案プロセス

第五条 自由貿易試験区のプロジェクト備案管理範囲に属する外商投資プロジェクトの申請者(以下、「備案申請者」)は自由貿易試験区外商投資プロジェクト表の関連情報を記入・申請報告すると同時に、プロジェクト備案機関に以下の資料を提出しなければならない：

- （一）中外投資各当事者の企業登録証（営業許可証）、商務登記証（個人投資者の場合は本人確認書類を提供）；
- （二）投資各当事者が署名する投資意向書及び増資、買収プロジェクトに関する会社董事会の決議、或いは関連の出資決議；
- （三）不動産権利証書或いは土地の落札通知書(土地の成約確認書、国有建設用地の使用権譲渡契約のいずれも可)、或いは賃貸契約；
- （四）関連する法律法規に基づき提出すべきその他の関連資料。

備案申請者は提出する申請資料についてその内容の真実性に責任を負わなければならない。

プロジェクト備案および企業設立（変更）を同時に申請報告する場合は、自由貿易試験区の「ワンリスト申告、ワンストップ受理」体制に従うこと。

第六条 プロジェクト備案機関は、申請資料を受領した日から10営業日以内に、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの備案意見(以下、「プロジェクト備案意見」)を備案申請者に発行しなければならない。

法律、法規に違反せず、国の産業政策規定に合致し、自由貿易試験区外商投資プロジェクト備案管理範囲に属する外商投資プロジェクトに対して、プロジェクト備案機関は備案を許可しなければならない。許可しない場合

明理由。

第七条 予以备案的外商投资项目，备案申请人可凭项目备案意见，办理规划、用地、环评、建设等审批手续；申请使用政府补助、转贷、贴息等优惠政策的，可凭项目备案意见，向相关部门提交资金申请报告；申请进口设备减免税等优惠政策的，可凭项目备案意见，向国家或市发展改革部门申请办理相关手续。

第八条 项目备案机构在出具项目备案意见的同时，应将项目备案基本信息及备案文件文本等抄送相关部门。

第三章 备案的变更

第九条 予以备案的外商投资项目出现下列情形之一的，视为重大变更，应向项目备案机构申请变更：

- (一) 投资方或者股权发生变化；
- (二) 项目地点发生变化；
- (三) 项目主要内容发生变化；
- (四) 总投资超过原备案投资额20%及以上；
- (五) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。

备案变更程序，按照本办法第二章相关规定执行。

第十条 予以备案的外商投资项目发生变更，如变更后不属于自贸试验区外商投资项目备案管理范围的，应按照外商投资项目核准相关规定，向有权核准的机关申请办理核准手续，且自核准文件出具之日起，原项目备案文件自动失效。

已核准的外商投资项目发生变更，若变更后

は、プロジェクト備案意見において理由を説明しなければならない。

第七条 備案完了した外商投資プロジェクトについて、備案申請者はプロジェクト備案意見に基づいて、計画・土地使用・環境評価・建設等の審査批准手続を行ってよい。政府補助金・転貸・利息補助等の優遇政策を申請する場合は、プロジェクト備案意見に基づいて関連部門に資金の申請報告を提出できる。輸入設備減免税等の優遇政策を申請する場合は、プロジェクト備案意見に基づいて国家或いは市の发展改革部門に関連手続を申請できる。

第八条 プロジェクト備案機関はプロジェクト備案意見を発行すると同時に、プロジェクト備案の基本情報及び備案資料・文書等を関連部門に転送しなければならない。

第三章 備案変更

第九条 備案完了した外商投資プロジェクトに以下の状況が発生した場合は重大な変更とみなされ、プロジェクト備案機関に変更申請をしなければならない：

- (一) 投資者あるいは株式持分の変更；
- (二) プロジェクト場所の変更；
- (三) プロジェクト主要内容の変更；
- (四) 投資総額が従来の備案投資額を20%以上超過；
- (五) 関連法律法規及び産業政策が規定するその他変更を必要とする状況。

備案変更プロセスは本弁法第二章の関連規定に基づき執行する。

第十条 備案完了した外商投資プロジェクトに変更が発生した場合、変更後、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの備案管理範囲に属さないものは、外商投資プロジェクト審査確認の関連規定に基づき、審査確認の権限がある機関にて審査確認手続を申請しなければならない。審査確認書類が発行された日から、従来のプロジェクト備案書類は自動的に失効する。

既に審査許可された外商投資プロジェクトに変更が発生した場合、変更後、自由貿易試験区外商投資プロジェクト

属于自贸试验区外商投资项目备案管理范围的，应按照本办法相关规定，向项目备案机构申请办理备案手续，且自备案文件出具之日起，原项目核准文件自动失效。

第十一条 予以备案项目如停止实施，备案申请人应及时书面告知项目备案机构。

予以备案项目如迁出自贸试验区外，应按照区外有关外商投资项目管理规定办理手续，并及时书面告知项目备案机构。

第四章 监督管理和法律责任

第十二条 项目备案机构应加强对自贸试验区外商投资备案项目事中、事后监管，可通过自贸试验区监管信息共享机制和平台、企业年报制度等，对项目实施情况进行核查。

第十三条 项目备案机构工作人员在项目备案过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第十四条 有下列情形之一的外商投资项目，项目备案机构应当依法责令停止投资建设，视情形补办相关手续，并依法追究有关企业和人员的责任，相关情况纳入企业诚信记录：

- (一) 拆分项目的；
- (二) 提供虚假材料的；
- (三) 未予以备案擅自开工建设的；
- (四) 不按照备案内容进行投资建设的。

トの備案管理範囲に属すものは、本弁法の関連規定に従い、プロジェクト備案機関に備案手続を申請しなければならない。備案書類が発行された日から、従来のプロジェクト審査確認書類は自動的に失効する。

第十一条 備案完了したプロジェクトの実施が停止した場合、備案申請者は書面にてプロジェクト備案機関に即時通知しなければならない。

備案完了したプロジェクトが自由貿易試験区外へ移動した場合、外商投資プロジェクトに関する区外の管理規定に基づき手続を行い、書面にてプロジェクト備案機関に即時通知しなければならない。

第四章 モニタリング管理及び法律責任

第十二条 プロジェクト備案機関は自由貿易試験区のモニタリング情報共有体制とプラットフォーム、企業の年度報告制度等を通じてプロジェクトの実施状況を確認し、自由貿易試験区外商投資備案プロジェクトの中間・事後モニタリングを強化しなければならない。

第十三条 プロジェクト備案機関の職員がプロジェクト備案過程において職権濫用・職務怠慢・私情による法歪曲・収賄(あるいは賄賂を請求)などの行為があった場合、法律に基づき行政処分を受ける。罪を犯した場合は、法律に基づき刑事責任を追究する。

第十四条 下記状況のいずれかに該当する外商投資プロジェクトに対して、プロジェクト備案機関は法律に基づきその投資建設の停止を命令し、事情に応じて関連手続を追加しなければならない。また、法律に基づき関連企業と人員の責任を追究し、関連状況を企業の与信記録に登録する：

- (一) プロジェクトの分割；
- (二) 虚偽資料の提供；
- (三) 備案の認可無しに建設を開始；
- (四) 備案内容通りに投資建設を行わない。

第五章 附則	第五章 附則
第十五条 项目备案文件有效期为 2 年，自备案之日起计算。	第十五条 プロジェクト備案書類の有効期間は2年であり、備案日より計算する。
第十六条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在自贸试验区投资的项目，参照本办法执行。	第十六条 香港特别行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資者が自由貿易試験区において投資プロジェクトを行う場合は、本弁法を参照して執行する。
第十七条 本办法自2013年10月1日起施行。	第十七条 本弁法は、2013年10月1日より施行する。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業備案管理辦法 滬府發〔2013〕73 号</p> <p>上海市人民政府关于印发《中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業備案管理辦法》的通知</p> <p>各区、县人民政府，市政府各委、办、局： 现将《中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業備案管理辦法》印发给你们，请认真按照执行。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2013年9月29日</p>	<p>中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案管理弁法 滬府發〔2013〕73 号</p> <p>上海市人民政府《中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案管理弁法》公布に関する通知</p> <p>各区、県人民政府、市政府各委、弁、局： 《中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案管理弁法》を公布するので、規定通り執行のこと。</p> <p style="text-align: right;">上海市人民政府 2013年9月29日</p>
<p>中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業備案管理辦法</p> <p>第一条（目的和依据）</p> <p>为进一步扩大开放，推进外商投资管理体制改革，营造中国（上海）自由貿易試験区（以下简称“自贸试验区”）国际化、法治化投资环境，根据《全国人大常委会关于授权国务院在中国（上海）自由貿易試験区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》、《中国（上海）自由貿易試験区总体方案》和相关法律、法规，制定本办法。</p> <p>第二条（适用范围）</p> <p>对自贸试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）之外的外商投资企业设立和变更，</p>	<p>中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案管理弁法</p> <p>第一条（目的と根拠）</p> <p>開放を更に拡大し、外商投資管理体制改革を進めるため、中国(上海)自由貿易試験区（以下略称“自由貿易試験区”）に国際化・法治化された投資環境を構築し、《国务院に授權し中国(上海)自由貿易試験区において関連法律規定の行政審査を暫時調整することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定》、《中国(上海)自由貿易試験区総体方案》と関連法律・法規に基づき本弁法を制定する。</p> <p>第二条（適用範囲）</p> <p>自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置（ネガティブ・リスト）以外の外商投資企業の設</p>

适用本办法。法律、法规另有规定的，从其规定。

第三条（备案机构）

中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下简称“备案机构”）负责权限内的外商投资企业备案管理。

第四条（企业设立备案）

投资者在自贸试验区内设立外商投资企业的，应在取得企业名称预先核准后，登陆自贸试验区外商投资一口受理平台（以下简称“受理平台”）在线填报，并对备案告知事项作出承诺。

第五条（变更备案事项）

根据本办法第四条设立的外商投资企业，出现下列情形之一的，应通过受理平台，办理变更备案手续：

- （一）注册资本变更（增资、减资）；
- （二）股权或合作权益转让；
- （三）股权质押；
- （四）合并、分立；
- （五）经营期限变更；
- （六）提前终止；
- （七）出资方式、出资期限变更；
- （八）中外合作企业外国合作者先行收回投资。

其中，依照相关法律、法规规定应当予以公告的，应当依法办理公告手续。

第六条（存续企业变更备案）

本办法实施之前，在自贸试验区内设立的外商投资企业发生变更，或自贸试验区外的外商投资企业迁入的，且变更后属于本办法第二条规定的备案范围的，应通过受理平台办理变更备案手续，并向备案机构缴销批准证书。

立と変更は本弁法を適用する。法律、法規に別段の定めがある場合には、それらの定めに従う。

第三条（備案機関）

中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下略称“備案機関”）は権限内の外商投資企業の備案管理に責任を負う。

第四条（企業設立備案）

投資者は自由貿易試験区で外商投資企業を設立する場合、まず企業名称事前核准を取得しなければならず、その後自由貿易試験区外商投資ワンストップ受理プラットフォーム（以下略称“受理プラットフォーム”）に登録し、オンラインで情報を記入、報告し、且つ備案報告事項の真実性を保証する。

第五条（変更備案事項）

本弁法第四条に基づき設立された外商投資企業は、以下いずれかに該当する場合、受理プラットフォームを通じて、変更備案手続きを行わねばならない：

- （一）登録資本金変更（増資、減資）；
- （二）持分或いは合作権益譲渡；
- （三）持分質権の設定；
- （四）合併、分割；
- （五）経営期限変更；
- （六）経営期限到来前の終了；
- （七）出资方式、出資期限の変更；
- （八）中外合作企業外国合作者の先行投資回収。

その内、関連法律・法規規定に基づき、公告すべきものは、公告手続きを行わなければならない。

第六条（存続企業変更備案）

本弁法を実施する前に、自由貿易試験区で設立した外商投資企業に変更が発生する、或いは自由貿易試験区以外の外商投資企業が区内に移転する、且つ変更後に本弁法第二条に規定している備案範囲に属している場合、受理プラットフォームを通じて変更備案手続きを行い、同時に備案機関

<p>第七条（备案程序）</p> <p>投資者（或外商投資企業）在线完成申报后，备案机构应在1个工作日内予以备案，并将《中国（上海）自由贸易试验区外商/港澳台侨投资企业备案证明》（以下简称《备案证明》）在线发送至投資者（或外商投資企業）和相关部门。</p> <p>投資者（或外商投資企業）在办理备案后，按国家有关规定办理相关手续。</p> <p>第八条（备案信息管理）</p> <p>受理平台应保留外商投资企业备案信息，但投資者或外商投资企业自备案之日起30日内未完成登记的，应重新填报相关信息。</p> <p>第九条（备案转为审批）</p> <p>备案管理的外商投资企业发生需审批的变更事项，应按照现行外商投资管理的相关规定办理审批手续。</p> <p>第十条（告知承诺）</p> <p>外商投资企业备案实行告知承诺制。外国投資者或外商投资企业不得损害中国国家主权或社会公共利益、危害中国国家安全、损害环境，或存在其他违反中国法律、法规的情形。涉及国家安全审查和反垄断审查的，按照国家有关规定办理。</p> <p>第十一条（信息公开）</p> <p>备案机构应将备案证明的信息予以公开。</p> <p>第十二条（诚信管理）</p> <p>投資者（或外商投資企業）应按照告知承诺，</p>	<p>に批准証書を返上しなければならない。</p> <p>第七条（備案プロセス）</p> <p>投資者（或いは外商投資企業）がオンライン申告を完了後、備案機関は1営業日以内に備案しなければならない。同時に《中国(上海)自由貿易試験区外商/港澳台僑投資企業備案証明》(以下略称“備案証明”)をオンラインで投資者（或いは外商投資企業）と関連部門に送信する。</p> <p>投資者（或いは外商投資企業）は備案完了後、国の関連規定に基づき関連手続きを行う。</p> <p>第八条（備案情報管理）</p> <p>受理プラットフォームは外商投資企業備案情報を保存しなければならない。但し、投資者或いは外商投資企業は、備案日から30日以内に登記手続きを完了していない場合、改めて関連情報を申告しなければならない。</p> <p>第九条（備案から審査批准への転化）</p> <p>備案管理されている外商投資企業に審査批准すべき変更事項が発生した場合、現行の外商投資管理に関する関連規定に基づき審査批准手続きを行わなければならない。</p> <p>第十条（告知承諾）</p> <p>外商投資企業備案は告知承諾制度を遵守する。外国投資者或いは外商投資企業が、中国国家主権或いは社会公共利益を損なうこと、中国国家安全を損なうこと、環境を損なうこと、或いはその他の中国法律・法規に違反することを禁止する。国家安全審査と独占禁止審査に関わる場合、国家関連規定に基づき実施する。</p> <p>第十一条（情報公開）</p> <p>備案機関は備案証明の情報を公開しなければならない。</p> <p>第十二条（誠実管理）</p> <p>投資者（或いは外商投資企業）は告知承諾に基</p>
--	---

<p>如实提供备案信息，备案信息应与向注册登记机关提供的信息相一致。</p>	<p>づき、事実通り備案情報を発行しなければならず、備案情報は登録登記機関に提出した情報と一致していなければならない。</p>
<p>第十三条（事中事后监管）</p>	<p>第十三条（中間・事後モニタリング）</p>
<p>备案机构应定期对投资者（或外商投资企业）的承诺事项进行检查。发现投资者（或外商投资企业）实际情况与承诺内容不符的，备案机构应以书面通知形式令其改正，并限期整改；情节严重的，应取消备案，将该信息记入外国投资者诚信档案，将该企业列入虚假陈述企业名录，并告知相关部门，公示处理结果。</p>	<p>備案機関は定期的に投資者（或いは外商投資企業）の承諾事項に検査を行わなければならない。投資者（或いは外商投資企業）の実情と承諾内容の不一致が発生した場合、備案機関は書面による通達形式で改正を求め、同時に期限内の整頓と改革を求めなければならない；状況が深刻な場合は備案を取消し、当該情報を外国投資者信用ファイルに記入する。当該企業を虚偽陳述企業名簿に登録、同時に関連部門に連絡し、処理結果を公示する。</p>
<p>第十四条（港澳台投资者）</p>	<p>第十四条（香港、マカオ、台湾投資者）</p>
<p>香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者在自贸试验区内投资设立企业的备案管理，参照本办法。</p>	<p>香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区の投資者が自由貿易試験区内で会社を投資・設立する際の備案管理は本弁法を参照する。</p>
<p>第十五条（施行日期和有效期）</p>	<p>第十五条（施行日と有効期限）</p>
<p>本办法自 2013 年 10 月 1 日起施行，有效期为 3 年。</p>	<p>本弁法は 2013 年 10 月 1 日から施行し、有効期間は 3 年間とする。</p>

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
 邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
 上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯垂大厦 22 階 照会先：張垂秋 TEL021-6888-1666 ext.4259
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.2007